

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第二十四号

五月二十七日
藤村修君委員長辞任につき、その補欠として鉢呂吉雄君が議院において、委員長に選任された。

平成二十二年五月二十八日(金曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

- 委員長 鉢呂 吉雄君
理事 青木 愛君 石森 久嗣君
理事 内山 晃君 黒田 雄君
理事 中根 康浩君 大村 秀章君
理事 加藤 勝信君 古屋 範子君
理事 相原 史乃君 石津 政雄君
理事 石原洋三郎君 磯谷香代子君
理事 大西 健介君 岡本 英子君
理事 勝又恒一郎君 金子 健一君
理事 川越 孝洋君 菊田真紀子君
理事 郡 和子君 齊藤 進君
理事 園田 康博君 田名部匡代君
理事 田中美絵子君 長尾 敬君
理事 仁木 博文君 初鹿 明博君
理事 樋口 俊一君 藤田 一枝君
理事 細川 律夫君 三宅 雪子君
理事 水野 智彦君 宮崎 岳志君
理事 室井 秀子君 森岡洋一郎君
理事 山口 和之君 山崎 摩耶君
理事 山井 和則君 和嶋 未希君
理事 あべ 俊子君 井上 信治君
理事 北村 茂男君 菅原 一秀君
理事 田村 憲久君 武部 勤君
理事 樋口 慶一郎君 永岡 桂子君
理事 長勢 甚遠君 西村 康稔君
理事 松浪 健太君 松本 純君
理事 坂口 力君 高木美智代君

高橋千鶴子君 阿部 知子君
柿澤 未途君

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

議員

委員の異動
五月二十七日

辞任

相原 史乃君

藤村 修君

同月二十八日

辞任

岡本 英子君

田中美絵子君

樋口 俊一君

福田衣里子君

補欠選任

鉢呂 吉雄君

相原 史乃君

補欠選任

金子 健一君

磯谷香代子君

石津 政雄君

和嶋 未希君

細川 律夫君 森岡洋一郎君
山口 和之君 石原洋三郎君
棚橋 泰文君 樋口 慶一郎君
長勢 甚遠君 北村 茂男君
松本 純君 井上 信治君
坂口 力君 高木美智代君
江田 憲司君 柿澤 未途君
同日 補欠選任
石津 政雄君 樋口 俊一君
石原洋三郎君 山口 和之君
磯谷香代子君 田中美絵子君
金子 健一君 岡本 英子君
森岡洋一郎君 細川 律夫君
和嶋 未希君 勝又恒一郎君
井上 信治君 松本 純君
北村 茂男君 長勢 甚遠君
樋口 慶一郎君 永岡 桂子君
高木美智代君 坂口 力君
柿澤 未途君 江田 憲司君
同日 補欠選任
勝又恒一郎君 川越 孝洋君
永岡 桂子君 棚橋 泰文君
同日 補欠選任
五月二十七日
障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(田村憲久君外四名提出、衆法第一七号)
障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案(園田康博君外六名提出、衆法第三三号)

は本委員会に付託された。
五月二十八日
障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(田村憲久君外四名提出、衆法第一七号)
障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案(園田康博君外六名提出、衆法第三三号)
は委員会の許可を得て撤回された。

五月二十八日
国民健康保険制度に対する財政支援助要等に関する陳情書(高松市番町一の八の二一五大橋光政)(第一二二二号)
在日外国人無年金障害者等の救済に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の三宇都宮健児)(第一三三三三号)
前期高齢者財政調整制度等の見直しに関する陳情書(那覇市上之屋一の二の一金城徹)(第一三三三三三号)
労働者派遣法改正法案の抜本的修正を求めることに関する陳情書外二件(仙台市青葉区一番町二の九の一八新里宏二外二名)(第一三四四号)

同日
医療再生へ診療報酬の抜本的増額を求める意見書(北海道石狩市議会)(第六一五四号)
医療保険制度の国による負担の公平性及び、国民健康保険への十分な財政措置を求める意見書(京都府舞鶴市議会)(第六一五五号)
親のいない子どもたちへの「子ども手当」の支給等を求める意見書(東京都三鷹市議会)(第六一五六号)
介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書(千葉県市川市議会)(第六一五七号)
介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鉢呂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鉢呂委員長 田村憲久君外四名提出、障害者自立支援法等の一部を改正する法律案及び園田康博君外六名提出、障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。提出者より順次趣旨の説明を聴取いたします。加藤勝信君。

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○加藤(勝)議員 ただいま議題となりました障害者自立支援法等の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成十八年四月から施行されている障害者自立支援法につきましては、同法の附則に施行後三年を目的とする検討規定が定められております。我々の政権下におきましては、与党主導のもと社会保障審議会において、地域における自立した生活のための支援等の課題について議論を重ね、改正案を取りまとめ、昨年の第七十一回国会に閣法として提出していたところであります。その内容は、利用者負担の見直し、障害者の範囲及び障害程度区分の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等制度全般にわたるものであり、関係者の皆様からその成立が強く期待されていたものであります。委員会に付託されることなく、解散となってしまいました。

しかしながら、この改正案は、障害者施策推進のために極めて重要な内容であることから、我々は、これを改めて提出すべく検討してまいりました。検討に当たっては、より一層障害者等の関係者の皆様のニーズに合ったものとするため、数次にわたり意見を聴取する機会を設けました。本法律案は、それらの意見を可能な限り反映したものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、障害福祉サービス等の利用者負担について、利用者の家計の負担能力に応じた負担が原則であることを明示することとしております。

第二に、発達障害者が障害者に含まれることを明示するほか、障害程度区分の名称及び定義を見直し、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示す区分であることを明確化することとしております。

第三に、相談支援体制を強化するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村に設置できることとするほか、利用者がより適切なサービスを利用できるよう支給決定手続を見直すこととしております。

第四に、障害児ができるだけ身近な地域で支援を受けられるようにするため、現在、障害種別に分かれている障害児の施設について、障害種別を超えた利用ができるよう一元化するとともに、通所による支援の実施主体を市町村とすることとしております。

以上は昨年の閣法にであった事項であります。このほかに次の三点を加えることとしております。

第一に、目的規定等に含まれている「その有する能力及び適性に応じ」という表現は、能力や適性に応じたサービス量しか支給しないように読めるとの指摘があったことから、必要な人には必要なサービス量をきちんと支給するという理念が明確となるよう、この文言を削除することとしております。

第二に、成年後見制度利用支援事業を、その事業の重要性にかんがみ、市町村の地域生活支援事業の必須事業に格上げすることとしております。

第三に、児童デイサービスについて、利用年齢を延長してほしいとの要望があったことから、二十歳に達するまで利用できるよう、特例を設けることとしております。

なお、この法律は、一部を除き、平成二十四年四月一日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鉢呂委員長 ありがとうございます。次に、三宅雪子さん。

障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○三宅議員 ただいま議題となりました民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合及び国民新党提出の障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

障害保健福祉施策につきましては、現在、障がい者制度改革推進本部やその下部組織である総合福祉部会等において、障害当事者の方々と交えて、障害者自立支援法の廃止を含め、鋭意議論が進められているところであります。しかし、その見直しを実施されるまでの間にも障害者や障害児の皆様が暮らしは続いているのであり、地域生活を支援するための施策を整備する必要があることから、抜本見直しまでの間におけるつなぎとして、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、この法律は、平成二十五年八月までに障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者自立支援法の廃止を含め障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めるものであります。

第二に、障害福祉サービス等を利用した場合の負担について、利用者の家計の負担能力に応じたものとし、障害福祉サービス等に要する費用から利用者の家計の負担能力に応じて定める額を控除した額を給付することを原則とすることとしております。

第三に、発達障害者が障害者に含まれることを明示することとしております。

第四に、相談支援体制を強化するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村に設置できることとするほか、利用者がより適切なサービスを利用できるよう支給決定手続を見直すこととしております。

第五に、現在障害種別に分かれている障害児の施設について、障害種別を超えた利用ができるよう一元化するとともに、通所による支援の実施主体を市町村とすることとしております。

第六に、政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援のあり方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしております。

なお、この法律は、一部を除き、平成二十四年四月一日から施行することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○鉢呂委員長 ありがとうございます。